

2013年5月12日

筒井哲郎

メルトダウンとテロへの対策

原子力規制委員会と規制庁が、福島原発事故に鑑み、旧来の原発規制基準では原発の安全を守るにははなはだ不十分であることを認めて、新しい規制基準の策定作業を7月18日を期限に行っている。

原子炉規制法など、法律レベルの改正はすでに国会で審議・制定が終わっており、それらを施行するための規則・規則の解釈・審査ガイド（内規）など、行政当局が制定する文書が、行政手続法に基づいてパブリックコメントにかけられた。手続きは二段構えで行われ、2月6日に「新基準の骨子案」が示されて、3週間後の2月28日までに意見を提出せよ、というのが第1回目であった。この時は、4,379件に上る意見提出があったという。第2回目は、4月10日に新規制基準の全体が示され、締切は1か月後の5月10日であった。文書数は49通、総ページ数は約3,400ページで、あたかも『広辞苑』（約2,800ページ）を1か月のあいだに読んで意見を述べよ」と言っているようなやり方であった。欧米ではパブリックコメントの期間は75日が原則で、できるだけ意見が出しやすいように配慮してあるというのに、日本の官庁のやり方は、できるだけ国民が意見を出さないように妨害していると思えない。民主主義の未熟を感じさせるものであった。

それでも、福島以後の大改正に対して意見を言わなければと思って、われわれ仲間はこの1か月間、余暇を全部投入して新規制基準の条文を読み込み、意見を提出した（注1）。規制庁の職員数は600人余り、それを支えるJNES（独立法人 原子力安全基盤機構）は400人余りいて、その人たちはフルタイム、こちらは余暇に手弁当で対処するのだから、異論を出すといっても多勢に無勢の感が免れない。

本筋のハードウェアの設計基準などについてはここでは触れない。新たに加わった非常時の組織体制の問題について、民主主義社会との関連において考察する。

1. メルトダウン時の決死隊

新規制基準の中に、次のような条文がある。

实用発電用原子炉に係わる発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係わる審査基準[文書番号(21)]

1. 重大事故対策における要求事項

1.2 手順書の整備、訓練の実施、体制の整備

原子炉設置者において、設計基準事故を超える事故に的確かつ柔軟に対処できるよう、予め手順書を整備し、訓練を行うとともに人員確保等の必要な体制が適切に整備

されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

実用発電用原子炉及びその付属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査内規[文書番号 (22)]

実用炉規則第 92 条第 1 項 20 号：重大事故発生時、大規模損壊時等における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備

(大規模損壊時)

大規模な自然災害時又は故意に大型航空機の衝突その他のテロリズムにより発電用原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合（大規模損壊時）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. …計画を策定すること
2. …要員を配置すること
3. …教育を毎年一回以上定期的に実施すること。
4. …電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること

福島事故のように、原子炉がメルトダウンしたり爆発したりして放射性物質を撒き散らした時に、それに対応して現場でガレキを片付け、消火活動・冷却活動をする決死隊を編成し、手順書をあらかじめ用意し、毎年訓練をせよ、と事業者に要求している。

このどれも東京電力は行わずに、原発を放棄して逃げようとまでした。そして、踏みとどまった人達は、高い被曝線量を浴びている。

この文書は、規制庁が「事業者に文書を提出させて、それで審査するから作文して持って来い」と言っているだけで、自らは具体的な組織体制モデルを提示していない。これらの措置を事業者は実施できるであろうか。これらを行うためには、あらかじめ作業員と労働協約を結び、高被ばく線量労働の契約を結ばなければならない。そういう契約が容易にできるとは思えない。

原発をどうしても動かすなら、大規模損壊は起こるという前提で備えなければならない。そのためには決死隊を編成しなければならない。しかし、民間事業の労働者とそのような危険な労働契約を結ぶことは、憲法第 13 条をはじめとする普遍的な市民社会の法体系と相容れないことである。

福島事故の際には、東京電力にその備えがなかったために、陸上自衛隊中央即応連隊（CRF）が出動して原子炉に注水するなどの業務を担った（注 2）。

2. テロ対策

同様に、「不法侵入防止・妨害破壊活動対策（テロ対策）」をきちんとするようにとの規定がある。

実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則[文書番号 (4)]

(不法侵入の防止)

第 7 条 工場または事務所には、安全施設が設置されている発電用原子炉施設に人が不法に侵入することを防止するための設備を設けなければならない。

実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則の解釈 [文書番号 (17)]

(不法侵入の防止)

第 7 条 「人が不法に侵入すること」には、敷地内の人による核物質の不法な移動や妨害破壊行為、郵便物などによる敷地外からの爆発物や有害物質の持ち込み、サイバーテロが含まれる。

どの項目も粗い記述に終始し、中身の詳細は事業者に任せているが、実情として民間事業者が普通の労働者を以て完全に備えることは不可能である。本格的な対策を講ずるなら、アメリカで行っているように、銃を構えた兵士を、数百 m 置きにフェンスに沿って配置し、常時テロ活動に備えていなければならない。そのためには、ひとつの原発に 120~130 名の武装警備兵を配置しなければならない。それでも、意図的な侵入者に包囲網を破られる事例が頻発している (注 3)。原発は、定常冷却状態を喪失したら、原爆と同じ効果を発揮する **Dirty Bomb** であり、社会的な混乱を目論む集団にとっては格好の標的である。しかも、その脆弱性は福島事故で大々的に周知されてしまった。

それでも、この 4 月から、警察庁や海上保安庁がここぞとばかり乗り出して、5 月 11 日には、福島第二原発で、150 人を動員して大々的な訓練 (デモンストレーション?) を行った (注 4)。

「テロとの戦い」がどういう方向に行くかということは、9.11 後のアメリカ社会が教えてくれている。意図的な破壊者をただ待ち構えているだけの対策では必ず裏をかかれる。それに打ち勝とうとすれば、あらかじめ社会に潜む危険分子を探知しようという動きになる。そのために、FBI の盗聴が合法化されて、いったん濡れ衣をかぶせられた人は致命的に人権を蹂躪される。つまり、治安警察に怯える社会となる。スターリン治下のソ連、毛沢東治下の中国、ヒトラー治下のドイツ、治安維持法下の日本で経験したことを原発がもたらすことを意味する。

たかが市民生活のユーティリティとして電力を得るために、そのような警察国家を受け入れなければならないのか。

注1. われわれが提出した意見は、「プランと技術者の会」のホームページ、3-6 項「その

7 新規制基準へのパブリックコメント」に掲載している。

<http://plantengineer.web.fc2.com/>

注2. 朝日新聞特別報道部『プロメテウスの罠4』学研、2013年、P.210

この業務に従事した指揮官は、その作業のために作成した手順書を業務終了時にシュレッダーで破碎したと記載されている。P.253・・・戦時でもなく、民生用の業務に参加したことまで国民の目から秘匿するのは公務の透明性に反している。

注3. 佐藤暁「核テロの脅威について考える」『科学』2013年5月号、P.553

注4. 『朝日新聞』2013年5月11日